

T A B U S E

広報たぶせ

Public Relations No.1074



3
2026

— 第33回田布施図書館まつり
～いのち育み未来へつなぐ～ 笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施

第53回

たぶせ桜まつり

4月5日(日)

午前10時～午後3時

会場 ふるさと詩情公園(保健センター周辺)

小雨決行。雨天中止の場合、順延はありません。

TAIKO スポーツセンターからシャトルバスを随時運行(午前9時30分～午後3時30分)

TAIKANパーク

子どもたちの『やってみたい!』がぎゅっと詰まった体験エリアが初登場!

◇入場料

- ・子ども(3～18歳)1,000円
- ・大人500円

※3歳未満無料。リストバンド制で出入り自由。

出店内容

- ・ICAROS 体幹ゲーム
- ・BMX 体験
- ・イースターエッグハント
- ・アイシングクッキーづくり
- ・次世代モビリティ WHILL 試乗
- ・ガス屋さんのお仕事体験
- ・シャボン玉飛ばし体験
- ・キッズメイク
- ・移動動物園

田布施中学校ブース

◇モルック体験コーナー

話題のモルックを体験!初心者も楽しめる体験コーナー開催!

◇ミニゲームコーナー

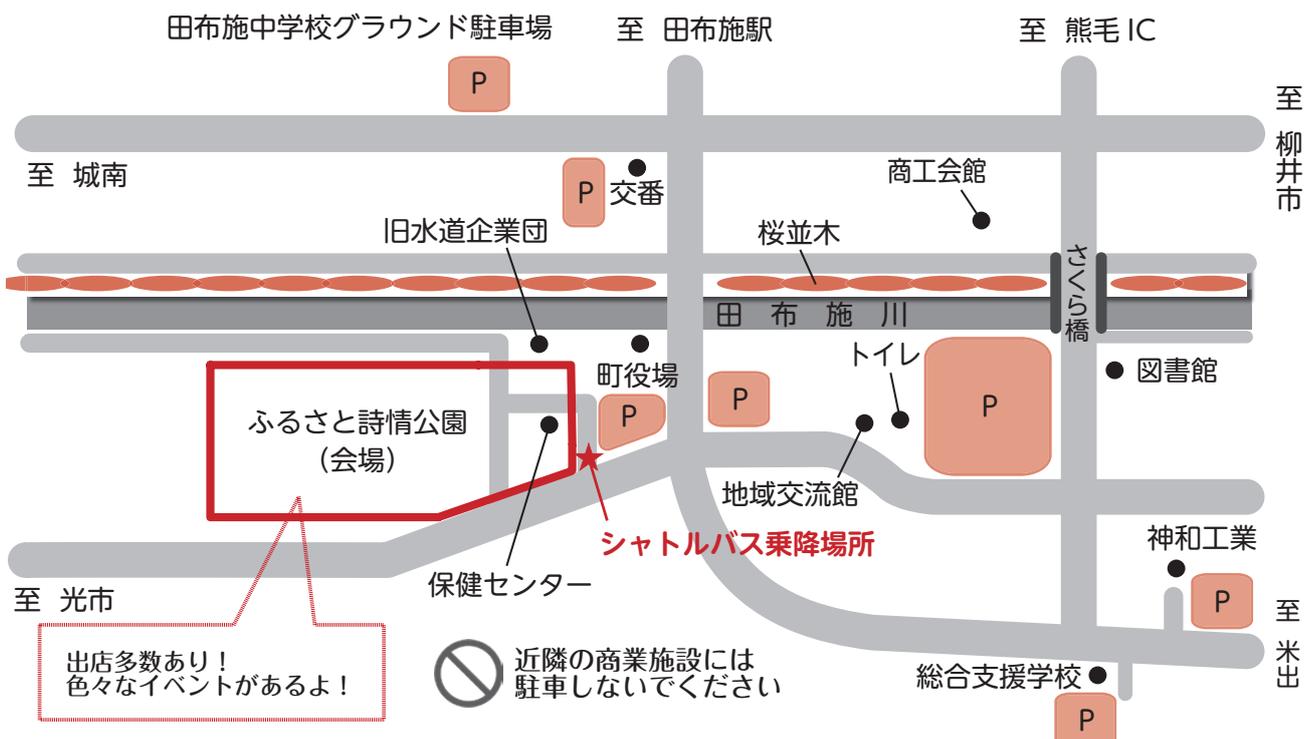
全て中学生が企画・運営!元気の生徒たちと一緒に遊ぼう!

◇スタンプラリー

クイズ&スタンプラリー開催!どんな絵が完成するかお楽しみ!

※イベント内容は変更となる場合があります。最新情報は観光協会 SNSなどでご確認ください。

【駐車場および会場案内】 P … 駐車場



問合せ先

田布施町観光協会

☎ 25-3527

タクシーに乗って、『のりねポイント』を貯めませんか？

問経済課 地域振興係 ☎ 52-5805 / 予約センター ☎ 51-0221

昨年、町が実施した『のりね』の利用者アンケート調査結果を踏まえ、4月から『のりねポイント制度』を開始します。ぜひ、ご利用ください。

◇利用対象者

『のりね』定額制利用者

◇『のりねポイント』制度

- ①『のりね』定額制利用者に『のりねポイントカード』を送付します。
- ②『のりね』定額制利用者が、町内でタクシーを利用した場合など、1乗車につき1ポイント貯まります。
- ③30ポイント貯まると翌月の『のりね』利用料金が500円割引されます。



◇『のりねポイント』を貯める方法

タクシー運転手にポイントカードを提示し、ポイント印を押してもらって30ポイント貯まったら、予約センターまたは町役場経済課にポイントカードを提出してください。貯まったポイントカードは、タクシーでは受け取れません。

◇ポイントが貯まるタクシーの利用方法

ポイント付与なし	ポイント付与あり
町外で タクシーを利用	<u>町内で</u> タクシーを利用
町外から町内まで タクシーを利用	<u>町内から町外まで</u> タクシーを利用

◇ポイント付与ができるタクシー会社

- ・原田タクシー(有)
 - ・(株)柳井三和交通
 - ・(有)平生タクシー
- ※土日・祝日も利用できます。
※福祉タクシー利用助成券や町発行の商品券を使ってタクシーを利用する場合もポイント付与ができます。
※右記のタクシー会社を利用して、町外でのタクシー利用、町外から町内までのタクシー利用では、ポイントは付与されません。

『のりね』を利用して電車または路線バスを利用する場合も特典があります

電車・路線バスそれぞれ1乗車につき1ポイントが貯まり、電車・路線バスあわせて30ポイントで翌月の『のりね』利用料金を500円割引します。町外からのお帰りの際など、ご利用をご検討ください。

このポイントを貯めるポイントカードはありません。『のりね』の乗車履歴を町で確認し、ポイントが貯まった利用者にお知らせします。

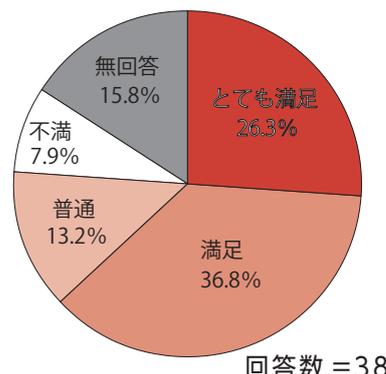
◇ポイントが貯まる電車・路線バスの利用方法

- ・『のりね』でJR田布施駅へ行き電車に乗る
 - ・JR田布施駅で電車を降りて、その後『のりね』に乗る
 - ・『のりね』で町内のバス停留所付近まで行き路線バスに乗る
 - ・町内のバス停留所で路線バスを降りて、その後『のりね』に乗る など
- ※タクシーを利用して、電車・路線バスを利用する場合は、タクシー利用のポイントのみ貯めることができます。

『のりね』の利用者

アンケート調査結果 (一部抜粋)

■『のりね』のサービス全体の評価



■『のりね』への要望 (利用者・非利用者)

- ・町外にも行けるようになれば
- ・料金を1回ごとに支払えれば
- ・土日祝日も運行すれば
- ・料金がもっと安くなれば
- ・1日2回の利用回数制限がなくなれば など

『のりね』PR動画が完成しました。町ホームページからアクセスできますので、ぜひご覧ください。



転入・転出などの 臨時窓口業務を行います

閏町民福祉課 住民係 ☎ 52-5811

■日時

- ・3月29日（日）午前9時～正午
- ・3月31日（火）午後5時15分～午後7時
- ・4月1日（水）午後5時15分～午後7時

■取り扱いをする手続き・交付内容

- ・転入、転出、転居などの手続き
 - ・各種証明書の交付（戸籍や税に関する証明を除く）
 - ・マイナンバーカードの交付・更新・申請など
- ※印鑑証明は、即日登録・交付できない場合があります。

※手続に関して他市町への照会などを行う必要が生じた場合は、処理できないことがあります。不明な点は事前にお問い合わせください。

※住所異動に付随する業務（児童手当、健康保険など）は、後日改めて手続きが必要です。

※マイナポータルを利用して転出の手続きをした場合、転出元の処理状況により、転入が受け付けられない場合があります。

■コンビニ交付サービスの利用について

『コンビニ交付サービス』は、マイナンバーカードを利用して住民票の写しなどが全国のコンビニエンスストアなどで取得できるサービスです。

3月から4月にかけては窓口の混雑が予想されるため、役場に来庁することなく住民票などを受け取ることができる『コンビニ交付サービス』をぜひご利用ください。

コンビニ交付サービスを利用するには、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードと4桁の暗証番号が必要です。

※スマホ用電子証明書が搭載されたスマートフォンでもご利用いただけます。



+

利用者証明用電子証明書 暗証番号	*	*	*	*
---------------------	---	---	---	---

児童扶養手当・特別児童扶養手当 受給者のみなさんへ

閏町民福祉課 児童係 ☎ 52-5810
山口県子ども・子育て応援局 子ども家庭課
☎ 083-933-2751

2025年全国消費者物価指数が公表され、児童扶養手当額・特別児童扶養手当額が、令和8年度から物価変動率に基づき引き上げとなります。

このため、児童扶養手当は令和8年5月期の支払い（令和8年3月分～4月分）、特別児童扶養手当は令和8年8月期の支払い（令和8年4月分～7月分）から改定後の月額で支払われます。

◇児童扶養手当月額

		令和7年4月～【現行】	令和8年4月～【改定後】
本体額	全部支給	46,690円	48,050円
	一部支給	46,680円～11,010円	48,040円～11,340円
第2子以降 加算額	全部支給	11,030円	11,350円
	一部支給	11,020円～5,520円	11,340円～5,680円

◇特別児童扶養手当月額

	令和7年度(月額)【現行】	令和8年度(月額)【改定後】
特別児童扶養手当1級	56,800円	58,450円
特別児童扶養手当2級	37,830円	38,930円

令和8年度の縦覧帳簿の縦覧および固定資産課税台帳の閲覧について

問 税務課 資産税係 ☎ 52-5804

<土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧>

■縦覧期間

4月1日(水)～6月1日(月)
午前8時30分～午後5時15分
(土日、祝日を除く)

■場所

町役場税務課(1階⑧窓口)

■縦覧することができる人

- ・納税義務者(課税されていない人はできません)
- ・納税義務者と同居している親族
- ・納税管理人
- ・納税義務者の代理人(委任状が必要です)

■必要なもの

- ・本人確認のできる書類など(運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど)
- ・代理人の方は委任状

■縦覧内容

- ・土地価格等縦覧帳簿
所在、地番、地目、地積、評価額など
- ・家屋価格等縦覧帳簿
所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額など

<固定資産課税台帳の閲覧>

■閲覧期間

4月1日(水)～通年
午前8時30分～午後5時15分
(土日、祝日を除く)

■場所

町役場税務課(1階⑧窓口)

■閲覧することができる人

- ・納税義務者
- ・納税義務者と同居している親族
- ・納税管理人
- ・納税義務者の代理人(委任状が必要です)
- ・借地・借家人など(使用または受益の対象となる固定資産に限られます)

■必要なもの

- ・本人確認のできる書類など(運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど)
- ・代理人の方は委任状
- ・借地・借家人などの場合は契約書などの権利関係を示す書類

■閲覧内容

固定資産課税台帳に登録されている事項

令和7年度住宅取得支援事業の申請はお済みですか？

問 企画財政課 企画係 ☎ 52-5803

町では令和7年度の各種住宅取得支援事業の申請を受け付けています。申請期間は令和8年3月31日(火)までですが、取得した建物登記の完了後6か月以内の申請が要件となっているため、対象要件を満たす人で申請していない人は期間内での申請を忘れずをお願いします。事前相談後、対象者に申請書類を配付しますので、事業に該当するかなどの詳細は、お問い合わせください。

子育て住まいる支援事業

補助金額最大35万円

◇補助金(10万円)の対象要件

町内に住宅を新築もしくは中古購入する人で、中学生以下の子どもを扶養している人

◇加算要件

- ・転入加算 10万円
- ・親元同居・近居加算 5万円
- ・子ども2人目加算 5万円
- ・子ども3人目以上 5万円

お帰りなさい！

親元同居・近居住宅取得応援事業
補助金額最大15万円

◇補助金(5万円)の対象要件

町内に住宅を新築・中古購入する人で、親世帯と新たに同居する人や町内に近居する人

◇加算要件

町外から転入する場合 10万円

国民健康保険に加入している人へ

令和8年度

外来人間ドック等助成事業

田布施町国民健康保険では、被保険者を対象に『外来人間ドックなどの利用料金の助成』を行います。人間ドックは、生活習慣病の早期発見ばかりでなく、検査結果に応じて生活習慣を見直す機会になります。ぜひ、年に一度は人間ドックで健康チェックをしましょう。

◇対象者

受診日時点で田布施町国民健康保険の被保険者

※75歳の誕生日以降からは後期高齢者医療保険の被保険者になるため対象となりません。

◇受診限度

1人あたり1年度に1回

◇申込方法

4月1日以降に保険資格が確認できるもの（マイナンバーカード、資格確認書など）を持参の上、健康保険課（1階⑥窓口）で申し込んでください。

※6月1日以降に申し込む場合は、5月中旬に送付する特定健康診査の受診券を持参してください。人間ドックを利用する場合、特定健康診査を受診することはできません。

検査項目	実施医療機関	自己負担額（実費用の3割）	
		基本検査	追加検査
基本検査（視力・聴力検査、血液検査、心電図、胸部・胃部X線撮影など） ※希望者は、追加で子宮がん検査、乳がん検査を実施することができます。また、脳検査は周東総合病院で70歳未満のみ実施します。	周東総合病院 ※70歳以上の脳検査は実施しません。 ※乳がんはマンモグラフィーのみ。	12,150円	子宮がん：660円 乳がん：1,460円 脳：7,000円
	光市立大和総合病院 ※乳がんはマンモグラフィーのみ。	12,210円	子宮がん：1,980円 乳がん：1,860円

国民健康保険の

『修学中の特例制度』について

現在、田布施町の国民健康保険（国保）に加入している人で、修学のために町外に転出した後も親元から生活費などの支援を受ける場合は、『修学中の被保険者の特例（マル学制度）』により、引き続き田布施町国保の加入者となります。

特例制度の対象となるときや、卒業などにより対象でなくなるときは届出が必要です。健康保険課（1階⑥窓口）までお越しください。

現在『マル学制度』の

対象となっている人

①4月以降も継続して修学する場合
現在お持ちのマル学保険資格の有効期限は3月31日までとなります。

資格を延長するためには、4月以降に届出が必要です。
（3月中に届出をすることはできません。）

詳細は、3月下旬頃にお送りする通知をご覧ください。

②学校を卒業（退学）し、その後の住所が田布施町でない場合

特例制度は適用されないため、届出が必要です。

◇必要なもの

・国保の資格確認書（お持ちの人のみ）

・卒業（退学）年月日が分かる書類
※卒業証書や卒業（退学）証明書など
・マイナンバーカード（マイナンバーがわかるものおよび本人確認ができるもの）

新規に『マル学制度』の

対象となる人

転出の手続きをした後に、特例制度の届出が必要です。

◇必要なもの

・国保の資格確認書（お持ちの人のみ）
・学生証（写し可）または在学証明書（写し不可）
・マイナンバーカード（マイナンバーがわかるものおよび本人確認ができるもの）

国民健康保険に加入している人へ 医療費の抑制に ご協力をお願いします

高齢化の進展や医療技術の高度化などの要因によって、加入者一人当たりの医療費は増加傾向にあります。国民健康保険制度が安定的に運営できるよう、医療費の抑制にご協力をお願いします。

● 「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局」 をもちましょう

日常的な病気の治療や相談などに応じてもらえ、病歴や健康状態を常に把握する『かかりつけ医』をもつことで、健康管理に関する適切なアドバイスを受けることができます。また、『かかりつけ薬局』をもつことで、複数の医療機関で処方される薬が重複していないか、危険な飲み合わせはないかなどのチェックができます。

● 特定健診を受診しましょう

糖尿病などの生活習慣病は、症状が進んでいてもほとんど自覚症状がありません。重症化した場合、通院や入院で多額の治療費を負担しなければなりません。毎年40歳から74歳までの人を対象に、生活習慣病の早期発見や予防に役立つ特定健診を実施しています。1年に1回は特定健診を受診してご自身の健康状態を確認しましょう。

※特定健診の結果、生活習慣の改善が必要と判定された人は、生活習慣を見直すための特定保健指導を無料で利用できます。

● 重複受診はやめましょう

同じ病気、同じ症状で複数の医療機関を受診すると、検査料や薬などの費用が重複してかかり、医療費の増加につながります。また、それぞれの医療機関で適切な用量・用法の薬を処方されるため、それらを重複して服用されると体に悪影響を及ぼす可能性があります。

● 休日や夜間の診療は控えましょう

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんのためのもので、医療費も高く設定されています。緊急時以外は、平日の時間内に受診することを心がけましょう。

※急な病気やケガなどで、救急車を呼ぶか、病院に行くか、迷ったときには、救急医療電話相談をご利用ください。

◇おとな(概ね15歳以上) ☎ # 7119(毎日24時間)
IP電話、ひかり電話などで利用できない場合は☎083-921-7119

◇子ども(概ね15歳未満)
☎ # 8000(毎日午後7時~翌朝8時)
IP電話、ひかり電話などで利用できない場合は☎083-921-2755

ただし、緊急・重症の場合は迷わず119番してください。

● 整骨院や接骨院を利用する際は事前に確認しましょう

整骨院や接骨院で施術を受ける場合は、保険給付の対象になるものと対象にならないものがありますので、事前に確認をされた上で、施術を受けましょう。保険給付の対象にならないものと確認された場合は、全額自己負担(保険給付費の返還)となりますのでご注意ください。

- ・ 施術を受ける前に、整骨院や接骨院の施術者に負傷原因(いつ、どこで、何を、どのような症状かなど)の詳細を、十分説明してください。
- ・ 長期間施術を受けているにもかかわらず症状が改善されない場合は、外傷性の要因ではなく病気などの要因も考えられますので、医師による診断を受けましょう。

○ … 保険給付の対象になるもの

- ・ 骨折・脱臼の施術(応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意がある場合のみ)
- ・ 外傷性のねんざ・打撲・挫傷(肉離れなど)

※ただし、上記のうち病院や診療所で同じ負傷の治療を受けている場合は、保険給付の対象になりません。

× … 保険給付の対象にならないもの

- ・ 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労
- ・ 仕事やスポーツなどによる筋肉疲労や筋肉痛
- ・ 病気(神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニアなど)が原因の痛みや肩こり
- ・ 脳疾患後遺症などの慢性病
- ・ 症状の改善がみられない長期の施術
- ・ 労災保険が適用される仕事や通勤途上に起きた負傷

田布施町 LINE 公式アカウント

機能をご紹介します！



田布施町が運営している『田布施町 LINE 公式アカウント』には便利な機能がたくさんあります。『友だち登録』がお済みでない人は、ぜひこの機会にご登録ください。

田布施町 LINE 公式アカウントは、右記の QR コードを読み取ると、登録画面が表示されます。

※ LINE の機能を利用する場合は、LINE アプリがインストールされたスマートフォンが必要です。



◇田布施町 LINE 公式アカウントに関する問合せ先 企画財政課 企画係 ☎ 52-5803

『住民票の電子申請』ができます

役場に出向くことなく、いつでも簡単にオンライン上で申請でき、手数料の支払いもオンライン決済に対応しています。申請いただいてから 1 週間程度で自宅に郵送します。

申請に必要なもの

- ・マイナンバーカード
(本人または同一世帯員のもの)
- ・署名用電子証明書の暗証番号
(英数字 6 ケタ以上)
- ・スマートフォン
(マイナンバーカード読み込み
対応機種)
- ・クレジットカードまたは、決済
アプリ

手数料

- ・住民票の写し 200 円 / 通
 - ・郵送料 110 円 (普通郵便)
- ※速達や簡易書留は対応して
いません。

対応する決済サービス

- ◇クレジットカード決済
 - ・ Visa
 - ・ Mastercard
 - ・ JCB
 - ・ AMEX
 - ・ DINERS
- ◇電子マネー決済
 - ・ PayPay

住民票に関する問合せ先

町民福祉課 住民係 ☎ 52-5811

『のりーね』の乗車予約ができます

田布施町予約型定額乗合タクシー『のりーね』の乗車予約は、田布施町 LINE 公式アカウントからも可能です。

予約方法について

『予約・申請』画面からの予約方法については、『専用予約サイトからの予約』チラシを確認してください。

メッセージでお知らせ！

希望者の人には、LINE で決定通知メッセージが自動的に通知されます。

予約手順のイメージ



『予約・申請』の枠を選択



『のりーね予約』を選択

『のりーね』予約に関する問合せ先

・予約センター ☎ 51-0221

・経済課 地域振興係 ☎ 52-5805

令和8年度の田布施町がん検診を申し込みましょう

問保健センター ☎52-4999

『がん』は日本人の2人に1人がかかるといわれる身近な病気です。がんの早期は多くの場合が無症状ですが、定期的ながん検診を受けることで早期発見や早期治療につながります。また、検診による早期発見で約9割が治るといわれています。

■対象者

令和8年4月1日現在で40歳以上の男性と20歳以上の女性

■申込方法

・3月末に申込書を世帯主宛に郵送します。受診を希望する人は、必要事項を記入し、各公民館または役場、保健センターに提出してください。
※検診の日時などの詳細は、申込書に同封されている『健康診査のご案内』をご覧ください。

※令和8年度は、これまでスポーツセンターで行っていた検診を、保健センターで行います。混雑を避けるため、下記の検診日への申し込みにご協力をお願いします。都合が合わない場合は別の検診日での申し込みも可能です。

西田布施地区の人：9月24日（木）

麻郷地区の人：9月25日（金）

■提出期限

4月24日（金）

＝ 町のがん検診のおすすめポイント ＝

①無料で受けられる検診があります♪

肺がん検診は、対象者全員無料で受けることができます。また、次の年齢の人は、対象の検診を無料で受けることができます。

対象年齢	無料になるがん検診の種類
20歳（平成17年4月2日～平成18年4月1日）	子宮頸がん
40歳（昭和60年4月2日～昭和61年4月1日）	乳がん
50歳（昭和50年4月2日～昭和51年4月1日）	胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん

②特定健診と一緒に受けることができます♪

国民健康保険または協会けんぽの加入者は、がん検診と特定健診を同時に受けることができます。

実施日：9月26日（土）、27日（日）

< 肺がん検診の喀痰検査中止のお知らせ >
令和8年度から、肺がん検診の喀痰検査について、有効性の低下などを理由に、検査項目から削除することとしました。喀痰が続く場合は、医療機関を受診してください。



令和7年度『結婚新生活応援補助金』の申請はお済みですか？

令和7年度『結婚新生活応援補助金』の申請は、3月31日（火）までです。令和7年1月1日～令和8年3月31日の間に婚姻届を提出した世帯が対象です。対象となる場合は、企画財政課にご相談の上、申請してください。

◇補助金交付額

上限30万円

※夫婦がともに29歳以下の場合は上限60万円です。

◇対象世帯

- ・夫婦の合計所得が500万円未満
- ・婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下など

◇対象経費

住宅取得費用、住宅貸借費用、引越し費用

※詳細はお問い合わせください。

◇問合せ先

企画財政課 企画係 ☎52-5803

子育て支援センター 『おんとも』

問たぶせ保育園 ☎53-1012

『子育て支援センターおんとも』は、子育てサークルの開催や
育児相談など子育て家庭へのいろいろな支援を行っています。

■赤ちゃんサロン 午前10時～正午

- 【はいはい】 あんよができるまでの赤ちゃん対象
- 【よちよち】 あんよが上手にできる未就園児対象
- 【わくわく】 よちよち、はいはい全員対象

≪4月行事≫

■施設開放 全員対象(令和5年4月2日以降生まれ)

午前9時～午後3時30分
(昼休み 午後0時15分～午後1時15分)
土曜日 午前9時～午後0時15分

※令和8年度は4月6日(月)から開放します。
詳細は『おんとも』に問い合わせるか
Instagramでご確認ください。

■赤ちゃんサロン

4月14日(火)から始まります。

■おむつ定期便

3月28日(土)～4月5日(日)は
お休みです。



月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4
6 開放	7 開放	8 開放	9 開放	10 開放	11 開放
13 開放	14 はいはい 入所式	15 開放	16 よちよち 入所式	17 わくわく お誕生会	18 開放
20 開放	21 はいはい 身体測定 ティータイム	22 開放	23 よちよち 身体測定 ティータイム	24 開放	25 開放
27 開放	28 はいはい こいのぼりの 製作	29	30 よちよち こいのぼりの 製作		

ご芳志

問社会福祉協議会 ☎53・1103

(12月11日～1月20日受付分)

*社会福祉事業へ

尾 迫 西村 健司

匿名1件

*第48回福祉ヤクルト寄附金を

山口県東部ヤクルト(株)

*成道会に際して

田布施町仏教会 阿川 教行

*ちびっこまつりバザー売上を

田布施町母子保健推進協議会

*子ども食堂へ

白米・ジャガイモ・人参

田布施地域交流館

(1月21日～2月10日受付分)

*社会福祉事業へ

田布施町更生保護女性会

匿名1件

*ご芳志

中 西 西光 敏雄 母 サト

*車椅子借用御礼として

新 川 曾田 貞子

*子ども食堂へ

玄米 30kg 匿名1件

玄米 20kg 立正俊成会

*毛布他 匿名1件

柳井警察署だより

問柳井警察署 ☎23-0110



theme

進学・進級時における少年の 非行・犯罪被害防止

進学・進級時期は、生活環境や交友関係が変化することで、万引きなどの非行や深夜はいかいなどの不良行為をするようになったり、犯罪被害に遭ったりするおそれがあります。

子どもの非行や犯罪被害を未然に防止するためには、

- ・服装が派手になる
- ・言葉遣いや態度が乱暴になる
- ・行先を告げずに外出する

など、何気ない子どもの変化に注意し、その都度、指導や助言をすることが大切です。

また、進学・進級を機にスマートフォンを持たせる場合は、

- ・インターネット上には、有害情報が氾濫していること
 - ・SNSを通じて、子どもが犯罪の被害者や加害者となる事案が発生していること
- など、インターネットに潜む危険性を親子で十分に理解しておく必要があります。

子どもを守るために、スマートフォンなどにはフィルタリングを必ず設定するとともに、家庭でルールを決め、インターネットを安全に利用するようにしましょう。

お知らせ

【令和8年国民生活基礎調査】

厚生労働省では令和8年6月4日と7月9日を調査期日とし、『令和8年国民生活基礎調査』を実施します。この調査は、国民の保健、医療、福祉、年金、所得などの状況を把握することとを目的として行われる統計調査です。調査の結果は、今後の厚生労働行政の企画および立案のための基礎資料として役立てられます。ご協力をお願いします。

◆調査対象地区 本町

◆問合せ先

山口県柳井健康福祉センター
☎22・3631

【令和8年度田布施町

奨学金貸付(1)案区】

向学心に富む学生・生徒で、経済的な理由により修学が困難な人に対して奨学金を貸付けます。

◆応募資格

①田布施町の住民基本台帳に登録されており、学校教育法による大学、高等専門学校および

区分		金額(月額)
高等学校または専修学校の高等課程在学学生	国公立	20,000円
	私立	25,000円
高等専門学校在学学生		30,000円
大学または専修学校の専門課程在学学生	国公立	50,000円
	私立	55,000円

◆貸付対象者および貸付額

① 高等学校並びに専修学校の専門課程および高等課程に在籍する人(在学採用)。
② 貸付けを受ける人の保護者が本町の住民基本台帳に登録されており、申請時において3か月以上本町に居住し、かつ、引続き居住していること。
③ 向学心に富む優秀な学生、生徒のうち、経済的理由により修学が困難と認められ、在学学校長から推薦された人。

◆申込方法

町ホームページまたは学校教育課に備付の申請書に必要事項を記入し、学校教育課窓口もしくは郵送で申し込む。

◆申込期間

4月1日(水)～4月30日(木)

◆問合せ先 学校教育課

☎52・5812

【令和8年度就学援助費】

経済的な理由で、就学が困難な児童および生徒の保護者に対して、就学費の一部を支援します。希望する人は、受付期間内に申請手続きをしてください。

なお、『令和7年度就学援助』を受給している人および、令和8年3月に『新入学準備金』を受給する人についても、毎年の審査が必要ですので、申請手続きをしてください。また、所得が無い人は、必ず税務課で町民税の申告をしてください。

◆対象者

世帯全員の令和7年中所得の合計が、生活保護基準の1.3倍未満の人

※令和8年から、就学援助に係る認定基準を変更しています。

◆受付期間

4月1日(水)～5月29日(金)

※この期間以降も随時受け付けますが、支給開始月や支給額が異なります。(申請月の翌月分からとなります。)

◆申請方法

町ホームページまたは学校教育課に備付の申請書に必要事項を記入し、学校教育課窓口もしくは郵送で申し込む。

◆問合せ先 学校教育課

☎52・5812

【公有地の拡大の推進に関する法律】に基づく届出・申出制度

地方公共団体などにおける公有地の拡大の計画的な推進を図るため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、一定規模以上の土地の有償譲渡に係る申出・届出制度が設けられています。

◆届出制度

町の区域内で次のいずれかに該当する土地を有償譲渡する場合には、当該土地の売買契約を締結する前に、譲り渡そうとする相手方や譲渡予定価格などを町長に届け出なければ

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

SANPIT 株式会社 サンピット

ガソリン・軽油・灯油
車検・板金・塗装
自動車の販売・買取

車のことならなんでもご相談ください。見積無料

家庭用灯油の他、工場や船舶の軽油・A重油の配送を承っております。アドブルーの製造、販売、配送も行っておりますので、ご連絡ください。

TEL 0820-52-5301 (アドブルーのことなら)

TEL 0820-26-4110 (アドブルー事業部)

TEL 0820-26-4170 (配送センター)

熊毛郡田布施町大字波野2200-7
営業時間: 7:00~19:00 定休日: 日曜日

全メーカー全車種トータル販売

新車・中古車 150台以上展示中

カー用品の店
ジェームス188田布施店 併設

TEL. (0820) 55-5011

(株)大島商会

〒742-1514 熊毛郡田布施町別府国道沿
http://www.ap-oshima.com

O SHIMA
SYOUKAI
Mobility Service

ばなりません。

①都市計画決定された道路や河川・公園などの都市計画区域内で100平方メートル以上の土地

②10,000平方メートル以上の土地

◇申出制度

町の区域内の100平方メートル以上の土地について、地方公共団体などによる買取りを希望する場合に、町長に申し出ることができます。それぞれの届出・申出様式は、ホームページからダウンロードできます。

◇問合せ先

企画財政課企画係
☎52・5803

【「ちようどええ体操」開講します】

令和8年度も『ちようどええ体操』を開講します。元気で健やかに生活していくために、簡単な体操や筋トレ、ストレッチを行い、体力の維持増進を図りませんか。

◇実施内容

ラジオ体操、ウォーキング、体操、イスを使った筋トレ、スト

レッチ、クールダウンなど

◇場所

田布施町スポーツセンター
第1体育館

◇日時

毎週水曜日
午後2時～午後3時30分
※令和8年度は4月1日(水)から開始する予定です。なお、3月18日(水)・25日(水)にも実施します。

※講師の都合により、急遽中止の場合もありますので、事前に町スポーツセンターへお問い合わせください。

◇講師

大内久美子さん
(田布施町スポーツ推進委員)

◇参加費

1人1回100円

◇服装

運動のできる服装

◇持参物

屋内シューズ・バスタオル・タオル・ドリンク(水分補給)

◇問合せ先

TAIKOスポーツセンター
田布施
☎52・3832



【山口自死遺族の集いクローバー】

大切な人を自殺で亡くされたご遺族が、自身の体験や想いを安心して語り合い、わかちあう場です。初めて参加する人は電話で問い合わせてください。



◇日程

毎月第3土曜日
(8月・12月を除く)

◇時間

午後1時30分～午後3時30分
(受付は午後1時～午後1時30分)

※終了後、希望者によるフリータイムを設けています。

◇会場

山口県福祉総合相談支援センター
(山口市吉敷下東4丁目17番1号)

◇参加費

無料

◇問合せ先

山口県精神保健福祉センター
(福祉総合相談支援センター内)
☎083・902・2672

【シルバー人材センター 会員入会説明会を開催します】

健康で働く意欲のある60歳以上の皆さん！シルバー人材センターの会員になってみませんか？まずは入会説明会にお越しください。

■会場および開催日

◇西田布施公民館農事研修室
(毎月第4水曜日)
4月22日(水)・5月27日(水)・6月24日(水)

◇柳井市総合福祉センター3階
研修室(毎月第1・3水曜日)
4月1日(水)・15日(水)・5月20日(水)・6月3日(水)・17日(水)

■時間

午後1時30分～午後3時

※筆記用具を持参してください

■問合せ先

(公社)柳井広域シルバー人材センター
☎23・5959
FAX 23・6116



以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

車いすのままご乗車できます。
ストレッチャーでもご利用できます。

初乗り680円 +276mごとに80円 + 予約制 お気軽に！
+ 介助料や機材使用料

- ◆ご家庭で介護者不在となる緊急時にも介護を代行します
- ◆介護福祉士や看護師、ケアマネの資格者が在籍しています

福祉タクシーきずな 0820-25-3977
熊毛郡平生町ヶ浜

田布施 専福寺前 まきどの総合健診所
Medical Checkup Clinic
がん と 老化 を早期発見・治療で克服
ピンピンころり で長寿を目指そう!!
診療時間 月～金曜日 CT・胃大腸カメラ 保険診療可
午前9:30～午後3:30
〒742-1502 山口県熊毛郡田布施町波野 2005 番
TEL: 0820-25-0151
https://tabuse-mjkensin.com/

*「広報たぶせ」の点字版または音訳テープをお届けします。社会福祉協議会(☎53・1103)へお問い合わせください。

募集

【広報・ホームページ広告募集】

令和8年度の『広報たぶせ』と『田布施町ホームページ』の広告主を募集します。

■募集枠

◇広報たぶせ

4枠程度

◇ホームページ

最大8枠

■掲載要件

町の定める要綱・基準に適するもの

※申し込む前に、要綱・基準の詳細をホームページで確認するか、お問い合わせください。

■掲載サイズ

◇広報たぶせ

縦45mm×横85mm

◇ホームページ

縦60ピクセル×横195ピクセル

■申込み・問合せ先

◇広報たぶせについて

有限会社プロジェクト・ぶち

☎52・2588

◇ホームページについて

キッショウ株式会社

☎52・2334

【自衛官募集】

■一般曹候補生

◇応募資格

18歳以上33歳未満

※32歳の人は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない人

現在、33歳に達していない人

◇受付期間

5月7日(木)まで

◇試験期日(一次試験)

5月16日(土)～24日(日)のいずれか1日

■2等陸・海・空士(任期制自衛官)

◇応募資格

18歳以上33歳未満

※32歳の人は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない人

現在、33歳に達していない人

◇受付期間

年間を通じて実施

◇試験期日

年間を通じて実施

■問合せ先

自衛隊山口地方協力本部柳井地域事務所

☎22・8199



講習・講座

【危険物取扱者試験と準備講習会】

■危険物取扱者試験

◇試験日(光市会場)

6月21日(日)

※光市会場では甲種と乙種の試験が受験できません。(併願受験可・複数受験不可)

※光市会場以外の試験日程は、お問い合わせください。

◇受験手数料

・甲種 7,200円

・乙種 5,300円

◇受付期間

4月9日(木)～22日(水)

※申込方法など詳細は消防試験研究センターのホームページ(左記QRコード)をご覧ください。

※申込方法など詳細は消防試験研究センターのホームページ(左記QRコード)をご覧ください。

準備講習会

◇日時 5月16日(土)

午前9時～午後5時

◇講習会場

光地区消防組合消防本部



『QRコード』は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

◇対象者

乙種第4類の受験者

◇募集人数 50人(先着順)

◇受講料 8,000円

◇受講者 5,000円。

◇受付期間

4月9日(木)～定員に達するまで

※受講料とともに申し込む。

◇願書配布・申込み先

光地区消防組合消防本部、中央消防署東出張所・北出張所

◇問合せ先

光地区防災協会事務局(光地区消防組合消防本部内)

☎0833・74・5602

【山口県立大学 前期公開授業の受講生募集】

山口県立大学では、大学生・大学院生が受けている授業科目の一部を地域の皆さまにも公開しています。学生と一緒に受講してみませんか。講座の詳細は、山口県立大学ホームページをご覧ください。

◇授業科目(前期1科目)

地域学

◇開講期間(全15回)

4月9日(木)～7月23日(木) 午後2時40分～午後4時10分

◇講師

国際文化学部情報社会学科 教授/井竿富雄ほか4名

※SPARC事業リカレント教育の『地域学基礎』として実施します。テキスト「新・地域の社会学」(有斐閣)が必要です。

◇申込期間

3月16日(月)午前9時～3月31日(火)午後5時

◇定員 10人

※先着順。定員に達し次第募集を締め切ります。

◇申込方法

申込フォームから申し込む。

※電話、FAX、郵送での申し込みはできません。

◇受講料

5,000円(税込)

※申し込みの際、オンライン決済で支払いをお願いします。支払手数料は受講者負担です。

◇問合せ先 山口県立大学地域共生センター

☎083・929・6611





『田布施町史平成版』が完成しました

『田布施町史 平成版』が令和8年1月に完成しました。田布施図書館でも閲覧できます。販売価格や販売場所などは決まり次第、広報やホームページなどでお知らせします。田布施町が平成時代にどのように歩んでいたかが分かる1冊となっていますのでぜひご覧ください。

■問合せ先

社会教育課 文化財調査室 ☎ 25-3185

祝 百寿おめでとうございます

1月に百歳を迎えられた 玉本フサコさん
(真殿自治会) を訪問しお祝いしました。



2/5 マクドナルド全国ミニバスケットボール大会出場を報告

田布施ミニバスケットボールスポーツ少年団(男子)が、11月に岩国市で開催された『山口県ミニバスケットボール決勝大会』を勝ち上がり、3月に東京都で開催される『第57回マクドナルド全国ミニバスケットボール大会』への出場決定を報告しました。

報告会では『山口県の代表として力を出し切ります。』と大会への意気込みを述べました。



人口と世帯

(2月1日現在)



… 人口 …
13,817 人
(増減 -21 人)
… 男 …
6,638 人
… 女 …
7,179 人
… 世帯 …
6,851 世帯

今月の納期限

3月31日(火)

納期限内に納付しましょう

※税と保険料について、メール配信サービスで納期限をお知らせします。カレンダーのページのQRコードから、『町からのお知らせ』のご登録をお願いします。

◇対象

- ・保育所保育料
児童クラブ保育料 3月分
- ・町営住宅使用料・駐車場使用料 3月分

※やむを得ず納期限までに納付できない場合は、担当窓口にご相談ください。

◇問合せ先

- 町県民税・固定資産税・軽自動車税
……………税務課 ☎ 52-5804
- 国民健康保険税
後期高齢者医療保険料・介護保険料
……………健康保険課 ☎ 52-5809
- 保育所保育料・児童クラブ保育料
……………町民福祉課 ☎ 52-5810
- 町営住宅使用料・駐車場使用料
……………建設課 ☎ 52-5807
- 下水道受益者負担金
……………建設課 ☎ 52-5817

4月のカレンダー

省略文字

- 保セ：保健センター
- 西公：西田布施公民館
- 東公：東田布施公民館
- 麻公：麻郷公民館
- 城公：城南公民館
- 里公：麻里府公民館
- いきいき：高齢者いきいき館
- 麻福：麻郷福祉会館
- 中学：田布施中学校

1 (水)		16 (木)	■オレンジカフェ 10:00～11:30(里公) ■みんなのカフェ 10:00～15:00(いきいき)
2 (木)	■オレンジカフェ 10:00～11:30(城公) ■みんなのカフェ 10:00～15:00(いきいき)	17 (金)	
3 (金)		18 (土)	③ら・ら・ら みんな食堂 11:30～15:00(ゆうなんこども家庭支援センター)
4 (土)		19 (日)	②たぶせみんなの食堂(要予約) 11:30～13:00(正泉寺)
5 (日)	■魅力再発見ウォーキング8:20～(JR田布施駅) ■第53回たぶせ桜まつり 10:00～(ふるさと詩情公園) ■街頭献血 ①9:30～11:30 ②12:45～15:00 (たぶせ桜まつり会場)	20 (月)	【心】
6 (月)	■妊婦相談・育児相談 10:00～12:00(保セ) 【心】	21 (火)	
7 (火)		22 (水)	■こころの相談(要予約) 13:30～15:00(保セ)
8 (水)	■入学式 午前中(各小学)、14:00～(中学) ※小学校の入学式は各校で時間が異なります。	23 (木)	■オレンジカフェ 10:00～11:30(いきいき)
9 (木)		24 (金)	■ちびっこ広場(要予約) 10:00～11:30(保セ) ■健康相談・栄養相談(要予約) 13:30～15:00(保セ)
10 (金)		25 (土)	
11 (土)	①子ども食堂『らぶちゃん』(要予約)11:00～12:30(西公)	26 (日)	■魅力再発見ウォーキング 8:30～(里公) ④中高生カフェ ポコ・ア・ポコ 11:00～16:00(保セ)
12 (日)		27 (月)	■介護よろず相談 13:30～(いきいき) 【困】
13 (月)	【心】	28 (火)	
14 (火)		29 (水)	
15 (水)	【法】	30 (木)	

◇各種相談、ちびっこ広場の問合せ先 保健センター ☎52-4999

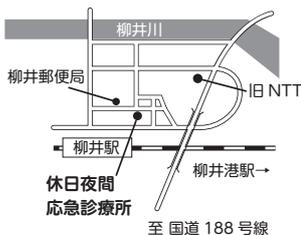
◇『子ども食堂』問合せ先 ①田布施町社会福祉協議会 ☎53-1103 ②代表：松村 ☎070-6693-2543
③④ゆうなんこども家庭支援センター『ポコ・ア・ポコ』 ☎0820-56-7300

休日夜間応急診療所

(柳井市中央1-10-17)

◇連絡先(診療時間内)

☎22-9001



区分	診療日	診療時間
休日 昼間	日曜日・祝日	9:00～12:00 (受付 11:30まで)
	盆(8月15日) 年末年始(12月30日～1月3日) ※夜間診療はありません。	13:00～17:00 (受付 16:30まで)
平日 夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません。	19:00～22:00 (受付 21:30まで)

【困】 困りごと相談

日時 4月27日(月)
10:00～15:00
場所 会議室棟A
問 町民福祉課
☎52-5811

【心】 心配ごと相談

日時 毎週月曜日
10:00～11:00
(困りごと相談日除く)
場所 町社会福祉協議会
問 ☎53-1103

【法】 弁護士無料法律相談

日時 4月15日(水)
9:00～正午
場所 町役場 会議室棟A
問 町民福祉課 ☎52-5811
※電話による完全予約制(先着順)

田布施町LINE 公式アカウント

QRコードを
読み取り、『友
だち』登録をお
願います。



広報たぶせは『ユニバーサルデザインフロント』を使用しています。

